

様式 1 公表されるべき事項

放送大学学園の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

本学園は、大学教育の機会に対する広範な国民の要請に応えるため、放送による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行う放送大学を設置するという業務の特殊性を有しており、理事長においてはその業務を総理し、この法人を代表するという職務と責任を、その他役員においては各担当における重責を担っていることから国家公務員給与制度に準じた役員報酬を設定している。

② 令和元年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員の賞与の額は、本学園の収支状況等役員の職務実績に応じ、増額又は減額することができるかとされているが、令和元年度における増減はなかった。一方、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、本学園の役員報酬においても社会一般情勢に適合した適正なものとする観点から、国家公務員制度改正に準じた改正を行った。

③ 役員報酬基準の内容及び令和元年度における改定内容

法人の長

役員報酬は月額及び期末手当並びに勤勉手当から構成されている。
月額については、放送大学学園役員給与規則に則り、本給及び特別調整手当を支給している。

期末手当及び勤勉手当についても放送大学学園役員給与規則に則り、期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、当該役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額、並びに本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の70.0を乗じて得た額に、基準日以前の6ヶ月以内の期間における、その者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎額として、成績率を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。なお、令和元年度には国の給与法改正に準じて改正を行い、勤勉手当支給率の引き上げ(年間0.05ヶ月分)を実施した。

理事

法人の長に同じ。

理事(非常勤)

非常勤役員の報酬は、放送大学学園役員給与規則に則り、月額を支給している。なお、令和元年度には改定は行っていない。

監事

法人の長に同じ。

監事(非常勤)

理事(非常勤)に同じ。

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 令和元年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|--------------|---------------|--------------|-------------|---------------------------------|----------|-------|----|
| | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | | |
| 法人の長 | 千円 18,969 | 千円 11,868 | 千円 5,320 | 千円 1,781 (特別調整手当) | | | |
| A理事 | 千円 18,374 | 千円 11,496 | 千円 5,154 | 千円 1,725 (特別調整手当) | | | |
| B理事 | 千円 15,825 | 千円 9,648 | 千円 4,325 | 千円 1,853 (特別調整手当 通勤手当) | | | |
| C理事 | 千円 16,064 | 千円 9,648 | 千円 4,420 | 千円 1,998 (特別調整手当 通勤手当) | | | ◇ |
| D理事 | 千円 15,707 | 千円 9,648 | 千円 4,325 | 千円 1,735 (特別調整手当 通勤手当) | 4月1日 | | ◇ |
| E理事 | 千円 11,152 | 千円 7,236 | 千円 2,276 | 千円 1,641 (特別調整手当 通勤手当) | 6月30日 | | ◇ |
| F理事 | 千円 4,977 | 千円 2,412 | 千円 2,146 | 千円 420 (特別調整手当 通勤手当) | | 6月29日 | ◇ |
| A理事 (非常勤) | 千円 204 | 千円 204 | 千円 0 | 千円 0 () | | | |
| B理事 (非常勤) | 千円 204 | 千円 204 | 千円 0 | 千円 0 () | | | |
| C理事 (非常勤) | 千円 102 | 千円 102 | 千円 0 | 千円 0 () | 10月1日 | | |
| D理事 (非常勤) | 千円 102 | 千円 102 | 千円 0 | 千円 0 () | | 9月30日 | |
| A監事 (非常勤) | 千円 204 | 千円 204 | 千円 0 | 千円 0 () | | | |
| B監事 (非常勤) | 千円 204 | 千円 204 | 千円 0 | 千円 0 () | | | |

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:千円未満については四捨五入しているため、総額と内訳が必ずしも合致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

本学園は、大学教育の機会に対する広範な国民の要請に応えるため、放送による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行う放送大学を設置するという業務の特殊性を有しており、理事長においてはその業務を総理し、この法人を代表するという職務と責任を担っている。
理事長の報酬は国家公務員制度に準じており、年間報酬額は人数規模が同規模である民間企業の役員報酬29,002千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,274千円と比べてもそれ以下となっており、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

本学園の特殊性は法人の長に同じ。
そうした組織の中で理事の役割は法人の長のリーダーシップをサポートするとともに、学長・総務・財務・放送、情報・学務の各担当における高度な専門性と重責を担っている。
理事の年間報酬額は、人数規模が同程度である民間企業の取締役の報酬と同程度若しくはそれ以下となっており、こうした本学園の特殊性もふまえ、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

本学園の特殊性は法人の長に同じ。
そうした組織の中で非常勤理事の役割は、外部からの視点で本学園の決定事項等に参画しており、その重要性は非常に高い。こうした本学園の特殊性もふまえ、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

本学園の特殊性は法人の長に同じ。
そうした組織の中で、監事は法人の業務・財産の監査、毎会計年度の監査報告書の作成、監査結果に不正の行為又は寄附行為違反する重大な事実が発覚した際に文部科学大臣、総務大臣並びに理事会及び評議員会に報告すること、必要に応じて評議員会の招集を請求することなど、その役割は多岐にわたり、重要性は非常に高い。
監事の報酬水準については国立大学法人と比べても同水準であり、学園の特殊性もふまえ、妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

当該法人の業務の特殊性や、他法人との比較などを考慮すると、法人の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和元年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | | 退職年月日 | 業績勘案率 | 前職 |
|------|---------|----------|---|-------|-------|----|
| | 千円 | 年 | 月 | | | |
| 法人の長 | 該当者なし | | | | | |
| 理事 | 該当者なし | | | | | |
| 監事 | 該当者なし | | | | | |

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

| 区分 | 判断理由 |
|--------------|-------|
| 法人の長 | 該当者なし |
| 理事A | 該当者なし |
| 理事A (非常勤) | 該当者なし |
| 監事A | 該当者なし |
| 監事B | 該当者なし |
| 監事A (非常勤) | 該当者なし |

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

放送大学学園評価委員会規程において、評価委員会は、役員の退職手当の業績勘案率の決定に関することについて審議することとなっており、業績勘案率の決定方法は機関実績勘案率と個人業績勘案率の結果に基づいて算出されることとされている。機関実績勘案率は評価委員会にて承認された各年度の業務実績評価の結果における項目別評定を、機関実績勘案率の評定割合に関する換算表に当てはめ算出し、個人業績勘案率については、あらかじめ理事長が評価を行うこととされており、その結果を参考にして、評価委員会が個人業績勘案率を算出している。算出された勘案率を、機関実績勘案率 $\times 1/4$ + 個人業績勘案率 $\times 3/4$ の計算式に当てはめ、業績勘案率を算出し、評価委員会の審議の結果、決定している。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の給与水準を検討するにあたっては、人員配置や給与体系の見直し等を通じて適正な人件費管理を行っており、国家公務員給与制度の改革の動向、国立大学法人及び他の学校法人の給与水準等の動向を勘案の上、検討を行っている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤務成績に応じて勤勉手当の支給割合の増減を行うほか、昇給号俸数を多段階に区別して定期昇給を実施している。

③ 給与制度の内容及び令和元年度における主な改定内容

放送大学学園職員給与規則に則り、基本給として本給(本給の調整額を含む。)及び扶養手当、諸手当として、放送教育特別手当、教員免許更新講習担当特別手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜勤手当、管理職手当、職務付加手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当としている。

令和元年度には、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第51号)に準じ、以下のとおり職員給与の改定を行った。

- ・本給表を国の給与改正に準じて改定。
- ・期末勤勉手当について支給月数の引き上げ(年間0.05ヶ月分)を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 令和元年度の年間給与額(平均) | | | |
|----------------|----------|-----------|-----------------|-------------|-----------|-------------|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | うち通勤手当 | | |
| 常勤職員 | 人 188 | 歳 49.9 | 千円 8,596 | 千円 6,208 | 千円 181 | 千円 2,388 |
| 事務・技術 | 人 114 | 歳 44.9 | 千円 7,247 | 千円 5,247 | 千円 136 | 千円 2,000 |
| 教育職種 (大学教員) | 人 74 | 歳 57.5 | 千円 10,673 | 千円 7,686 | 千円 252 | 千円 2,987 |
| 副学長 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

| | | | | | | |
|------|-------|---|----|----|----|----|
| 在外職員 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 該当者なし | | | | | |

| | | | | | | |
|-------|---|---|----|----|----|----|
| 任期付職員 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 事務・技術 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

| | | | | | | |
|----------------|----|------|-------|-------|-----|-------|
| 再任用職員 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 15 | 63.5 | 5,796 | 4,201 | 125 | 1,595 |
| 事務・技術 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 15 | 63.5 | 5,796 | 4,201 | 125 | 1,595 |
| 教育職種 (大学教員) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

| | | | | | | |
|----------------|---|------|-------|-------|-----|----|
| 再任用職員 (年俸制) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 5 | 70.7 | 5,804 | 5,804 | 269 | 0 |
| 特任教授 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 5 | 70.7 | 5,804 | 5,804 | 269 | 0 |

| | | | | | | |
|-------|-----|------|-------|-------|-----|-----|
| 非常勤職員 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 170 | 51.1 | 3,687 | 2,690 | 108 | 997 |
| 事務・技術 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 170 | 51.1 | 3,687 | 2,690 | 108 | 997 |

| | | | | | | |
|--------------------|----|------|-------|-------|-----|----|
| 非常勤職員 (年俸制) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 37 | 68.0 | 6,847 | 6,847 | 112 | |
| 特任教授 (学習センター所長) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 37 | 68.0 | 6,847 | 6,847 | 112 | |

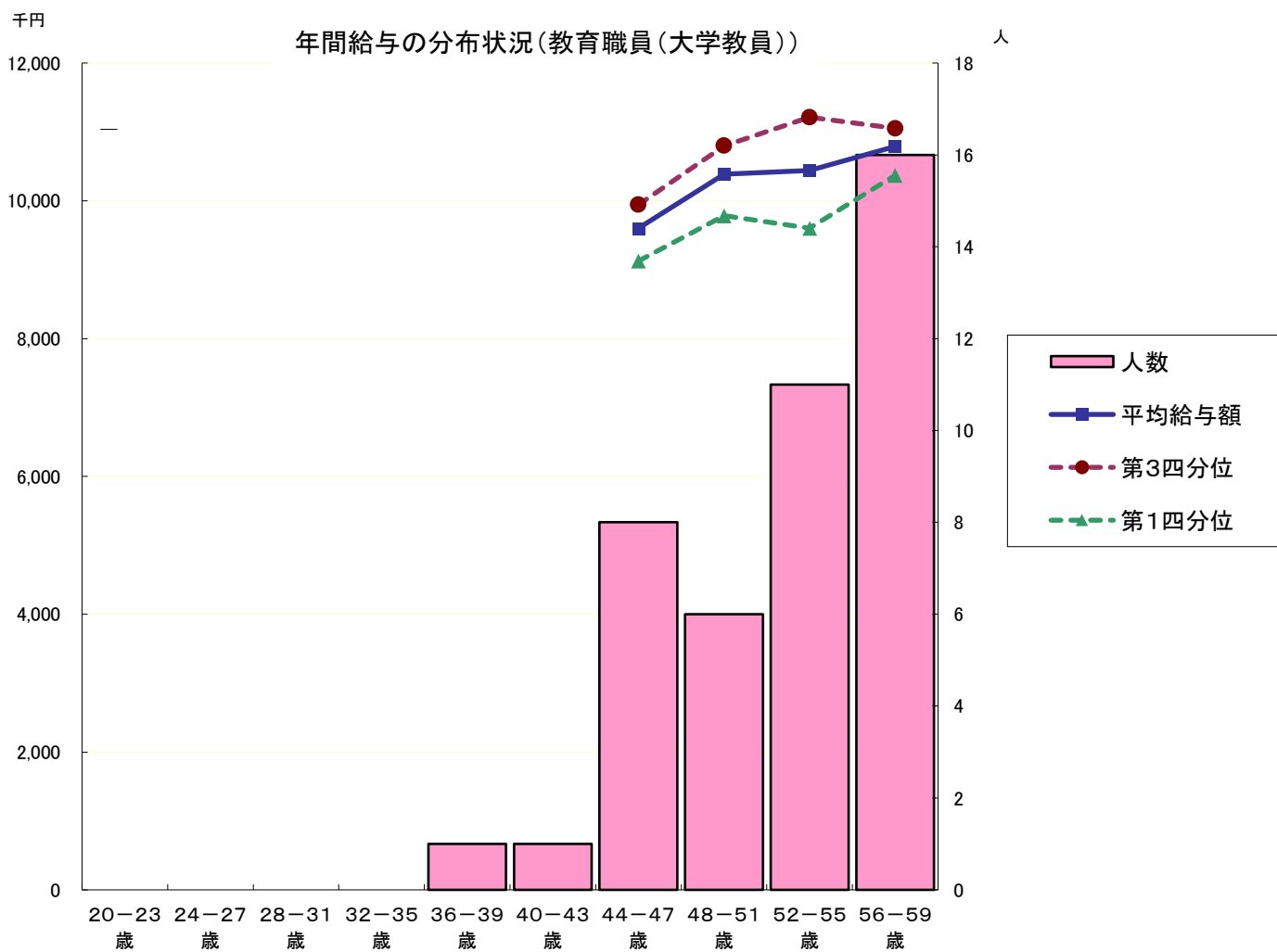
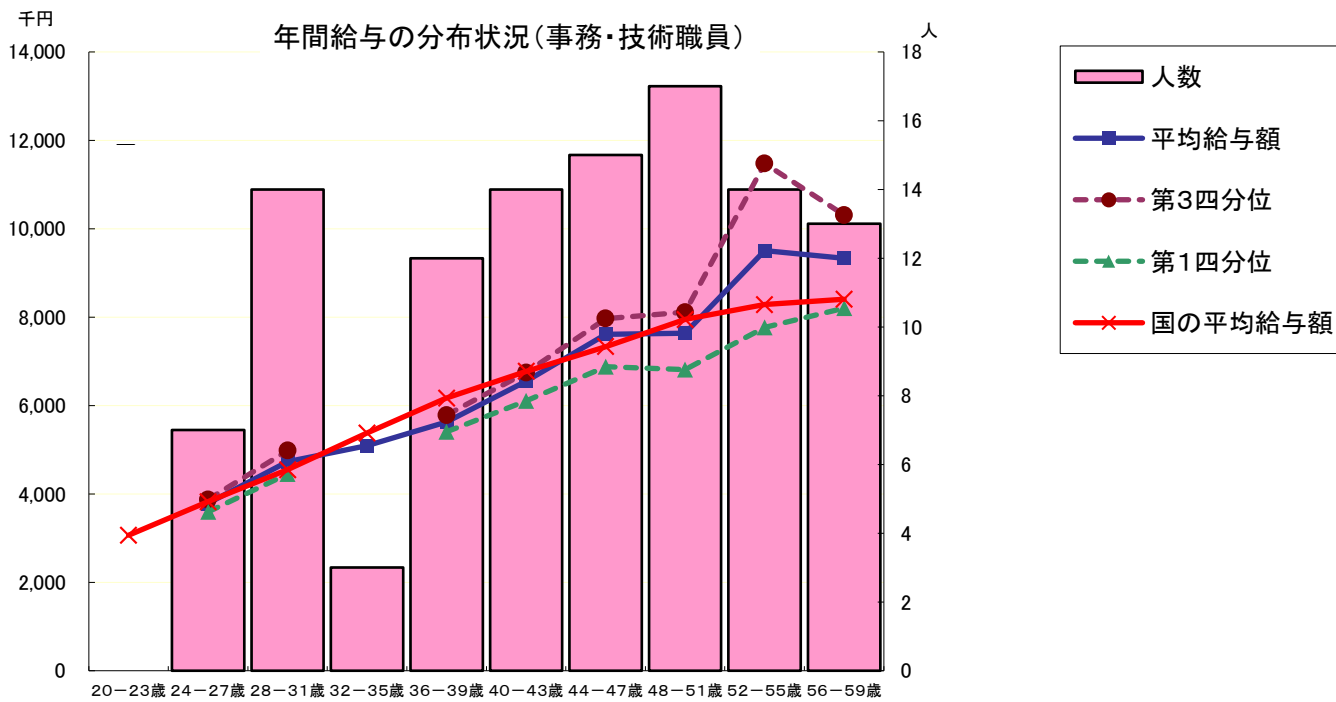
注1: 常勤職員については、年俸制職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員における副学長は、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員の数値からも除外している。

注3: 任期付職員は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載していない。

注4: 再任用職員における教育職種(大学教員)は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:事務・技術職員の32-35歳は該当者が2名以下であり、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから区分以外は記載せず、平均給与額、第1・第3四分位も記載していない。

注2:教育職員(大学教員)の36-39歳及び40-43歳は該当者が2名以下であり、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから区分以外は記載せず、平均給与額、第1・第3四分位も記載していない。

注3:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 | |
|-------------|----|------|--------|--------------|
| | | | 平均 | 最高～最低 |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 |
| 本部局長 | 1 | | | ～ |
| 本部部長 | 2 | | | ～ |
| 本部次長・同相当職 | 3 | 53.8 | 11,452 | ～ |
| 本部課長 | 14 | 55.1 | 10,143 | 11,260～9,057 |
| 本部課長補佐 | 20 | 51.7 | 7,962 | 8,834～6,746 |
| 本部係長 | 41 | 43.5 | 6,409 | 8,119～5,086 |
| 本部主任 | 9 | 35.7 | 5,331 | 7,000～4,701 |
| 本部係員 | 17 | 28.4 | 4,230 | 5,114～3,572 |
| 地方課長 | 4 | 58.5 | 8,475 | ～ |
| 地方係長 | 3 | 53.2 | 6,449 | ～ |

注1: 本部局長及び本部部長は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

注2: 本部次長・同相当職、地方課長及び地方係長は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、最高・最低給与額については記載していない。

(教育職員(大学教員))

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 | |
|-------------|----|------|--------|--------------|
| | | | 平均 | 最高～最低 |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 |
| 教授 | 62 | 59.1 | 10,665 | 12,716～9,644 |
| 准教授 | 12 | 49.3 | 9,162 | 9,609～7,967 |

④ 賞与(令和元年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % 51 | % 49.8 | % 50.4 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 49 | % 50.2 | % 49.6 |
| | 最高～最低 | % 53.4～40.1 | % 54.4～41.4 | % 53.9～40.8 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % 58.1 | % 56.2 | % 57.2 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 41.9 | % 43.8 | % 42.8 |
| | 最高～最低 | % 49.8～36.9 | % 54.2～40.1 | % 52.1～39.4 |

(教育職員(大学教員))

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % 50.1 | % 49 | % 49.5 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 49.9 | % 51 | % 50.5 |
| | 最高～最低 | % 49.9～49.9 | % 51.0～51.0 | % 50.5～50.5 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % 59.3 | % 57.9 | % 58.6 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 40.7 | % 42.1 | % 41.4 |
| | 最高～最低 | % 44.3～39.5 | % 45.5～40.8 | % 44.9～40.1 |

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

| 項目 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 対国家公務員 指数の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 102.7 ・年齢・地域勘案 104.0 ・年齢・学歴勘案 100.9 ・年齢・地域・学歴勘案 103.4 |
| 国に比べて給与水準が 高くなっている理由 | <p>①本学園では大学行政・大学運営事務・放送行政等に精通した人材が必要とされており、職員構成のうち、省庁や国立大学法人等他機関からの人事交流者が約6割を占めている。人事交流している機関の多くは、特別都市手当の支給割合が、東京都特別区(令和元年度:20%)等、本学園の本部のある千葉市の特別都市手当(令和元年度:15%)より高い地域にあり、異動保障対象者の割合が職員構成のうち、21.4%を占めている。</p> <p>②本学園の業務の特殊性として、全国へ配信する放送番組の制作がある。本業務を遂行するため、高度な専門性と豊富な知識・経験を持つ課長級相当のプロデューサーやディレクターがおり、番組制作に関して、重大な責任を担っている。そのため、管理職層の割合が20.2%(国:18.0%)と高くなっている。(国は俸給の特別調整額の受給者、本学園は課長級以上を対象とした。)</p> <p>※上記における国の割合については、平成31年国家公務員給与等実態調査の行政職(一)の者の割合を使用。</p> |
| 給与水準の妥当性の 検証 | <p>(法人の検証結果)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 53.8%】 (国からの財政支出額 7,630,968千円、支出予算の総額 14,175,372千円:平成31年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成30年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 20.2%(常勤職員数114名中23名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 76.3%(常勤職員数114名87名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 19.3%】 (支出総額 13,183,175千円、給与・報酬等支給総額 2,541,914千円:平成31年度決算)</p> <p>業務運営計画に基づき措置された予算の範囲内で、人件費を含め適切に管理運営を行っている。また、本法人の職員の給与は、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を考慮して決定しているが、大学行政・大学運営事務・放送行政等に精通した人材を、省庁や国立大学法人等の他機関から職員構成のうち約6割を人事交流により確保しているため、交流者へ支給する異動保障手当等の処遇により、国に比べ本法人の給与水準が高くなっているものと考えられる。</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>職員の過半数以上を占める人事交流者の地域手当の異動保障と、プロデューサーなどの国にはない職種を配置することによる職員構成の違いなどから比較指標は高くなっているが、法人の給与制度は国に準じており、給与水準は概ね適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p> |
| 講ずる措置 | |

4 モデル給与

○22歳(大卒初任給)

月額 182,200円 年間給与 2,995,368円

○35歳(本部主任)

月額316,595円 年間給与 5,275,105円

○50歳(本部課長補佐)

月額 448,270円 年間給与 7,568,591円

※扶養親族がいる場合には扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

本給月額については、一定期間における人事評価結果を踏まえた勤務成績に応じ昇級区分(A～E)を決定し、8号給～0号給上位の号給に昇級させることができる。また、勤務成績が良好でなく改善が見られない場合、下位の号給に降号させることができる。

勤勉手当の支給にあたっては、人事評価制度に基づく評価結果を支給率に反映させることとしており、今後も継続して実施したい。

Ⅲ 総人件費について

| 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-------|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 千円 2,545,768 | 千円 2,502,161 | 千円 2,556,147 | 千円 2,541,914 | 千円 | 千円 |
| 退職手当支給額 (B) | 千円 72,618 | 千円 79,198 | 千円 62,212 | 千円 61,982 | 千円 | 千円 |
| 非常勤役員等給与 (C) | 千円 2,632,074 | 千円 2,639,981 | 千円 2,628,821 | 千円 2,559,639 | 千円 | 千円 |
| 福利厚生費 (D) | 千円 504,293 | 千円 501,641 | 千円 518,115 | 千円 530,300 | 千円 | 千円 |
| 最広義人件費 (A+B+C+D) | 千円 5,754,753 | 千円 5,722,981 | 千円 5,765,295 | 千円 5,693,835 | 千円 | 千円 |

注：中期目標管理法及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額について

給与改定によって給与・賞与の支給水準は上がったが、適切な人員配置による人員削減により、平成30年度に比べ約0.56%の減となっている。

- ・最広義人件費について

上記理由により、平成30年度に比べて約1.24%の減となっている。

- ・退職手当の支給水準引下げ等について

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月より、役員の退職手当については在職期間1月あたりの支給率(退職の日における本給月額に対する割合)を100分の10.4625へ引き下げ、職員の退職手当については在職1月あたりの支給率を100分の83.7へ引き下げを行った。

Ⅳ その他

特になし